

賃借料加算の充実(公定価格の改善事項)

(概要)

保育の受け皿拡大を推進するため、現行の公定価格における賃借料加算を実勢に対応した水準に見直す。

(保育所：A地域：都市部)

定員区分	現行 公定価格単価	年額
～20人	6,500円	1,560千円
21人～30人	4,500円	1,620千円



見直し後単価	見直し後年額
16,800円	4,032千円
12,600円	4,536千円

(小規模保育事業A型：A地域：都市部)

定員区分	現行 公定価格単価	年額
6人～12人	4,100円	590千円
13人～19人	5,200円	1,186千円



見直し後単価	見直し後年額
21,500円	3,096千円
27,300円	6,224千円

チーム保育推進加算の創設

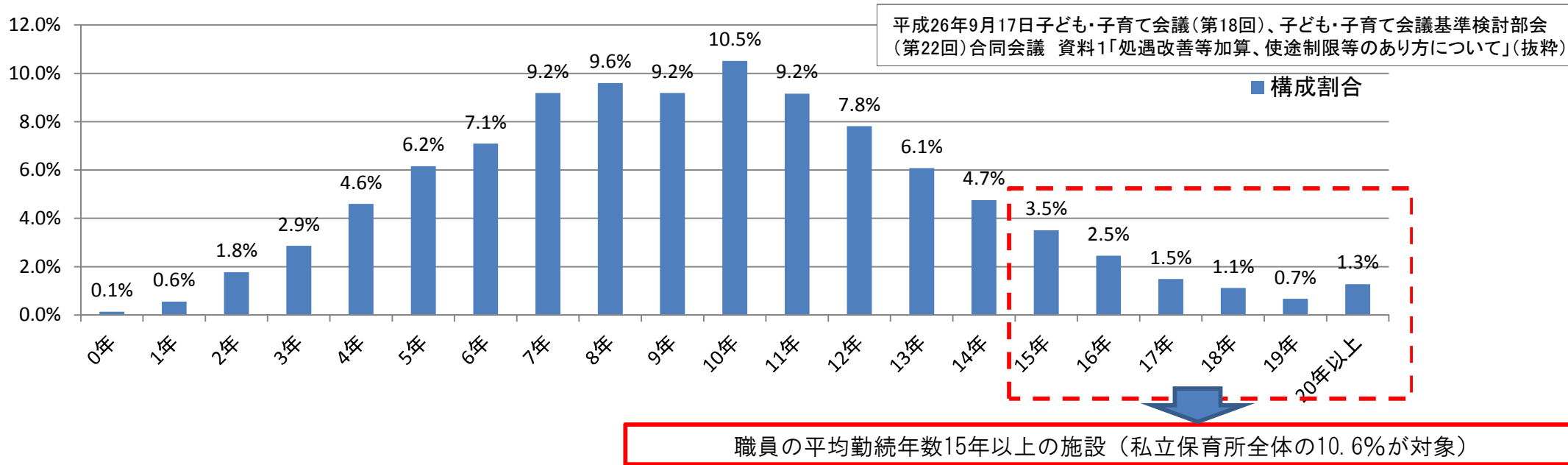
○加算の趣旨

- ・チーム保育体制の整備により、保育士の負担軽減や、キャリアに応じた賃金改善による定着促進を通じた全体としての保育の質の向上を図る。
- ・厚い人員配置の下、キャリアアップの体制を整備した保育所を支援し、キャリアに応じた賃金改善が図られ、保育士が長く働くことの出来る環境の整備を促進する。

○加算の概要

- ・以下の場合に1名分の保育士人件費相当分を加算。
 - ① 必要保育士数(公定価格の基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる数) を超えて保育士を配置
 - ② チームリーダーの位置付け等チーム保育体制を整備し、キャリアを積んだ保育士が若手保育士とともにチームで保育する体制を構築
 - ③ 職員の平均勤続年数が15年以上
 - ④ 加算分による増収は、キャリアを積んだ保育士の賃金増や人員配置の増、当該保育所全体の保育士の賃金改善に充てること

(参考) 私立保育所の平均勤続年数別の施設分布(平成25年4月1日現在)



保育士等の処遇改善

～ 合計約7%の改善～

○平成27年度の公務員給与改定に対応した単価のアップ（27年度補正、28年度当初）

	格付け	本俸基準額		人件費（年額）	
		平成27年度 当初	平成27年度 改定後	平成27年度 当初	平成27年度 改定後
保 育 士	（ 福 ）1-29	197,268円	199,920円 （+2,652円）	約363万円	約370万円 <u>（+1.9%）</u>

○平成26年度の公務員給与改定に対応した単価のアップ

	格付け	本俸基準額		人件費（年額）	
		平成26年度 当初	平成26年度 改定後	平成26年度 当初	平成26年度 改定後
保 育 士	（ 福 ）1-29	195,228円	197,268円 （+2,040円）	約356万円	約363万円 <u>（+2.0%）</u>

※平成26年度末に、保育所運営費の差額を平成26年4月に遡及して支弁 ⇒ 保育士等に対して一時金などで支給

○平成27年度の公定価格における処遇改善等加算

新制度施行後の公定価格において、職員の勤続年数や経験年数に応じ、3%を加算

多子世帯の保育料負担軽減について

●多子世帯の保育料負担軽減


年収約360万円未満世帯について、

- ・現行制度で小学校就学前までとされている**多子計算に係る年齢制限を撤廃。**
- ・**第2子半額、第3子以降無償化を完全実施。**

(現行)

(改正)

年収約360万円未満世帯
年齢制限撤廃


対象外  小学校3年生
(第1子)

対象  小学校3年生
第1子扱い

※小1以上はカウントしない

※多子計算に係る年齢制限を撤廃

(5歳)	第1子		保育料満額
(4歳)			
(3歳)			
(2歳)	第2子		保育料半額
(1歳)			
(0歳)	第3子		無償

(5歳)	第1子の扱い		保育料満額
(4歳)			
(3歳)			
(2歳)	第2子の扱い		保育料半額
(1歳)			
(0歳)			



(5歳)	第2子		保育料半額
(4歳)			
(3歳)			
(2歳)	第3子		無償
(1歳)			
(0歳)			

ひとり親世帯等の保育料負担軽減について

●ひとり親世帯等の保育料負担軽減

年収約360万円未満のひとり親世帯等への保育料負担軽減を拡充

現 行

拡充後

階層区分	基 準 額		負 担 軽 減 後		保 護 者 負 担 額 (月 額)
	保 護 者 負 担 額 (月 額)		保 護 者 負 担 額 (月 額)		
第2階層					
市町村民税非課税世帯 (年収約260万円まで)	第1子	6,000円	→	0円	→ 0円
	第2子	3,000円	→	0円	
第3階層					
市町村民税所得割課税額 48,600円未満 (年収約330万円まで)	第1子	16,500円	→	15,500円(1,000円引き下げ)	→ 7,750円(現行負担軽減後の半額)
	第2子	8,250円	→	7,750円(上記の半額)	
第4階層の一部					
市町村民税所得割課税額 97,000円未満 (年収約470万円未満世帯 のうち年収約360万円未満世帯)	第1子	27,000円	→	27,000円(基準額どおり)	→ 13,500円(基準額の半額)
	第2子	13,500円	→	13,500円(上記の半額)	

※上記の保護者負担額はすべて3歳以上児の保育標準時間認定の場合